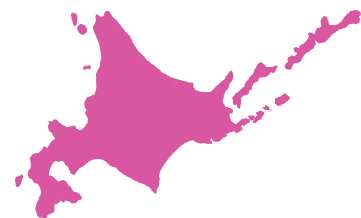


社会保険

ほっかいど



2022
No. 477

5

May

6

June

INFORMATION

日本年金機構からのお知らせ P2

- 算定基礎届提出時のポイント
- 「年金手帳」は「基礎年金番号通知書」に変わりました
- ねんきん記録の確認は「ねんきんネット」で！

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P4

- 限度額適用認定証をご利用ください
- 健診のご案内
- Twitter・メールマガジンでお役立ち情報配信中！

労働保険の実務 P6

- 労働保険関係の電子申請手続き ほか
- ### 社会保険協会支部だより P7

働く人の ライフ&マネープラン P8

- 学生の国民年金保険料 ほか



北海道のまつり～さっぽろライラックまつり 札幌市

算定基礎届提出時のポイント

～ 算定基礎届の提出準備をお願いいたします ～

今年も算定基礎届の提出時期が近づいてきました。

算定基礎届は、厚生年金保険および健康保険の保険給付金の決定や、保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する、大切な届出です。

適正な届出にご協力をお願いいたします。

なお、提出に当たっては手続きの簡素化および迅速化が見込める **電子申請** をぜひご利用ください。

～ 提出対象者 ～

その年の7月1日現在、被保険者（被用者）である方全てが対象となります。

ただし、次のケースに該当する場合は、提出不要です。

- ① その年の6月1日以降に被保険者（被用者）の資格を取得した方
- ② その年の6月30日までに退職した方
- ③ その年の7月から9月までのいずれかの月に標準報酬月額が随時改定される方、または産前産後休業・育児休業等終了時改定が行われる方

～ 提出時期および提出方法 ～

毎年7月1日の被保険者について事業主が「被保険者報酬月額算定基礎届70歳以上被用者算定基礎届」等を日本年金機構へ提出します。

区分	内容
提出時期	令和4年7月1日（金）～11日（月）まで
提出方法	電子申請、または北海道事務センターへ郵送（※） （管轄の年金事務所への持参も可能です） （※）算定基礎届送付時に同封している返信用封筒をご使用ください。



留意事項

以下の点に留意の上、ご提出願います。

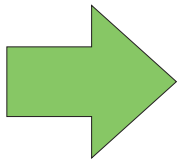
- **令和4年5月31日以前に資格取得**（社会保険に加入）した被保険者の情報が、日本年金機構からお送りする算定基礎届に印字されていない場合は、必ず**追記**をしてください。
- 報酬月額が前年と変わらない場合であっても、内容の記入および提出が必要です。
- 日本年金機構がお送りする「算定基礎届」を使用せず、独自の様式による届書を作成した場合あるいは健康保険組合等が作成した様式で提出する場合は、必ず日本年金機構が示す**「事業所整理記号」「事業所番号」「被保険者番号」**を記入してください。
- 二つ以上の事業所に勤務する方の算定基礎届は、北海道事務センターから各事業所あてに専用の届書を送付します。提出の際は、**北海道事務センターにご提出**ください。（これまで選択事業所を管轄する年金事務所へ提出いただいておりましたが、令和2年度より提出先が北海道事務センターへ変更となっております。）
- 電子申請にかかる添付書類は、**PDFもしくはJPEG形式で電子添付**してください。
- 提出した届書に金額等の記載誤りがあった場合は、別途**訂正届**をご提出ください。

「年金手帳」は 「基礎年金番号通知書」に変わりました

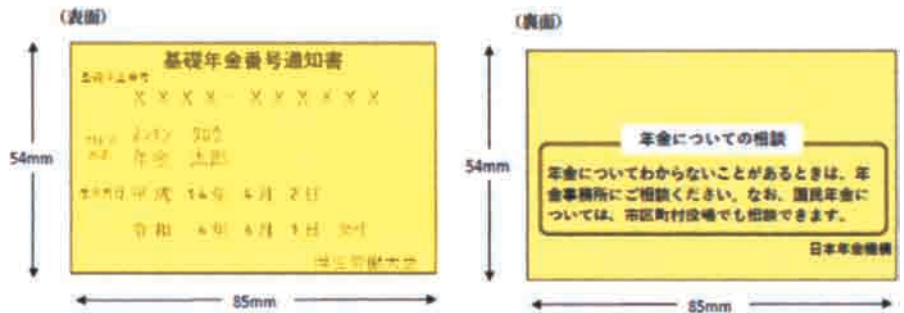
～ 令和4年4月1日から変わりました ～

令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方、年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、年金手帳に代わり、**基礎年金番号通知書**が発行されます。
なお、既に年金手帳をお持ちの方には、基礎年金番号通知書は発行されません。
令和4年4月1日以降も、年金手帳は基礎年金番号が確認できる書類としてご利用いただけますので、引き続き大切に保管してください。

【年金手帳】



【基礎年金番号通知書】



ねんきん記録の確認は 「ねんきんネット」で！

～ ぜひ、ねんきんネットをご利用ください ～

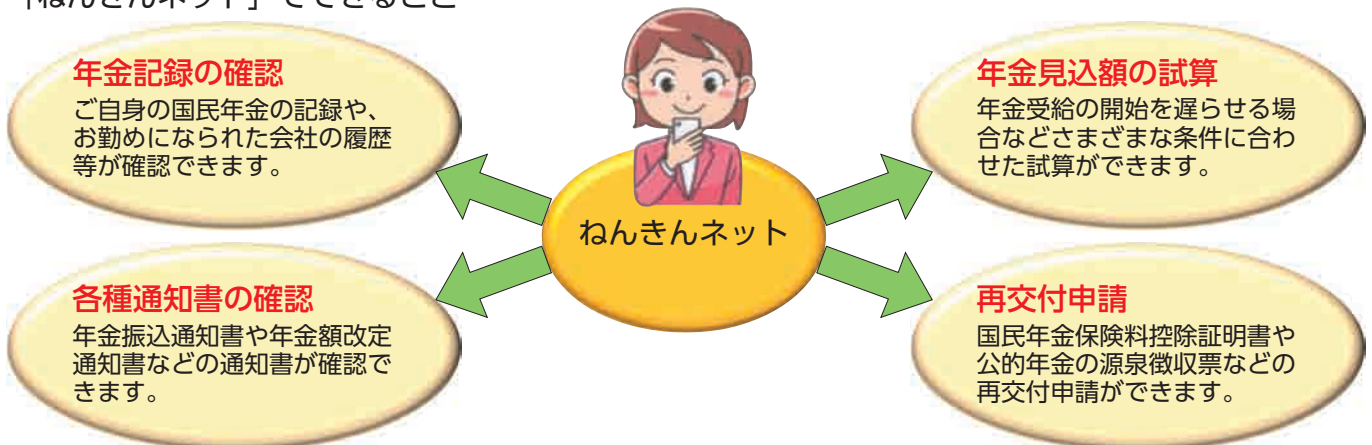
日本年金機構では、「ねんきんネット」の利用促進を積極的に進めています。

「ねんきんネット」は、年金記録や年金の見込額など、ご自身の年金情報をパソコンやスマートフォンから、手軽に確認できるサービスです。

登録者は年々増加しています。

これまでに登録したことがない方は、ぜひ、ご登録・ご利用をお願いいたします。

「ねんきんネット」でできること



登録方法や、「ねんきんネット」の機能にかかる詳細は
日本年金機構ホームページをご覧ください。

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

限度額適用認定証をご利用ください

「限度額適用認定証」とは

医療機関の窓口で医療費を支払う際に、「**限度額適用認定証**」を提示することで、支払う金額がひと月の自己負担限度額までとなります（医療機関ごと）。

くわしく！

病気やケガで、**多額の医療費を支払わなければならない**ときがあります。

医療費は、ひと月（1日から月末まで）に「**ここまでは払わなければならない**」という**自己負担限度額**があり、その金額は、年齢やお給料の金額（標準報酬月額）によって決まっています。

医療費が高額になった際、全額を支払ったうえで後から「**高額療養費支給申請書**」をご提出いただければ、**自己負担限度額を超えた分の金額が払い戻されます**。

しかし、一時的とはいえ**多額の医療費を立て替えるのは経済的に大きな負担**になります。また、高額療養費として払い戻されるまで、病院で診療を受けた月から**3か月以上かかります**。

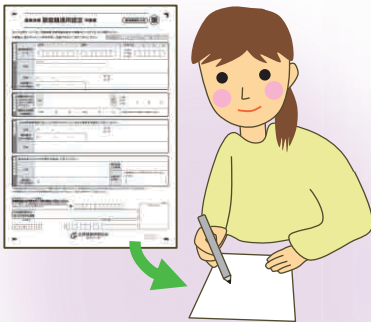
医療機関の窓口で医療費を支払う際に「**限度額適用認定証**」を提示していただければ、**支払う金額が自己負担限度額までで済みます**（医療機関ごと）。

医療費が高額になりそうなときは、「**限度額適用認定申請書**」をあらかじめご提出いただき、「**限度額適用認定証**」の交付を受けておきましょう！

※入院の際の差額ベッド代等の保険外負担分や、食事負担額は対象外です。

「限度額適用認定証」申請の流れ

1

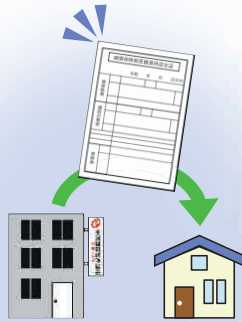


「**限度額適用認定申請書**」をご記入のうえ、北海道支部へご郵送ください。

申請書は、協会けんぽホームページよりダウンロードして印刷していただくか、北海道支部にお電話いただければ郵送させていただきます。



2



申請書を受付後、「**限度額適用認定証**」を発行し、申請書にご記入いただいた送付先へ郵送いたします。

申請書を受付してから送付先へ認定証をお届けするまで、1週間程度かかります。入院予定や高額な医療費が見込まれた段階で、お早めに申請書をご提出ください。

3



医療機関等の窓口で医療費を支払う際に、保険証と一緒に「**限度額適用認定証**」をご提示ください。支払う金額がひと月の自己負担限度額までになります。

留意点

- 「**限度額適用認定証**」の有効期間は、申請書を受付した日の属する月の1日（健康保険の資格を取得した月の場合は資格取得日）から最長で1年間の範囲となります。
- 原則、申請書を受付した月から有効な「**限度額適用認定証**」を発行いたします。
- 被保険者（お勤めの方ご本人）さまが住民税非課税の場合、「**限度額適用認定申請書**」ではなく、「**限度額適用・標準負担額減額認定申請書**」をご提出ください。（添付書類が必要です）
- 診療を受けた医療機関等が複数あり、金額がひと月の自己負担限度額を超えるときは、「**限度額適用認定証**」を提示していても、「**高額療養費**」の申請が必要な場合があります。

健診のご案内

協会けんぽでは、年度内（令和4年4月1日～令和5年3月31日）にお一人様1回に限り、健診費用の一部を補助しています。

令和4年度のご案内パンフレットについては下記の日程で発送しておりますので、ご確認ください。

生活習慣病 予防健診

被保険者（お勤めのご本人）さまの健診

令和4年3月15日(火) 事業所さまあて発送済

送付物：ご案内パンフレット、健診対象者一覧

※パンフレット送付時に、生活習慣病予防健診の対象者を記載した健診対象者一覧を同封しております。
なお、健診対象者一覧は、予約の際に健診実施機関より提出を求められる場合があります。



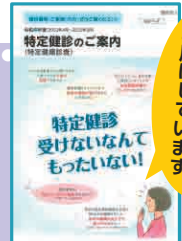
緑色の封筒で
お届けしています。

特定健診

被扶養者（ご家族）さまの健診

令和4年3月31日(木) 被保険者さまのご住所あて発送済

送付物：ご案内パンフレット、受診券、特定健診実施機関一覧



黄色の封筒で
お届けしています。

健診項目や健診実施機関などの詳細は、パンフレットをご確認ください。
(ホームページにもパンフレットを掲載しています)

健康診断はご自身の健康状態を把握し、適切な健康管理を行うために
重要な役割を担っています。

年に一度は健康診断を受けましょう！



Twitter・メールマガジンでお役立ち情報配信中！

協会けんぽ北海道支部では、Twitterアカウントやメールマガジン配信サービス（毎月5日配信・臨時号あり）で、健康保険の制度や健康づくりについて、お役立ち情報を発信しています！



Twitterで情報をお届けしています！

健康づくりなどに関するお役立ち情報について、随時発信しています。
ぜひ従業員の皆さまへの周知をお願いいたします。

ID : kenpohokkaido

二次元コードからご覧ください。▶▶▶



メルマガをご登録ください！

健康保険の最新情報・手続きのノウハウ、生活に役立つ健康情報などをお届けしています！
(毎月5日配信・臨時号あり)

誰でも！

登録無料

二次元コードからご登録ください。▶▶▶



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/hokkaido>



労働保険の実務

令和2年4月に社会保険・労働保険の電子申請手続きが大企業等に義務化されたことは記憶に新しいところです。政府は電子申請を普及させるため、電子証明を利用する方法に加え、共通認証システム「GビズID」により行える行政手続きの範囲を徐々に拡大しています。GビズIDは社会保険・労働保険の申請に限らず、補助金申請や飲食店の営業許可申請などが行える中小企業経営には欠かせないものとなりつつあります。今回は、労働保険関係の電子申請手続きに、GビズIDを活用するための基礎的な事項をご案内してみたいと思います。

特定社会保険労務士 背戸美樹 (せと みき)

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff (あぞふ) 社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



GビズIDで労働保険の電子申請にチャレンジ！

「電子申請」とは

行政に対する申請や届出にインターネットを利用する方法です。いつでも・どこでも手続きが可能で、移動したり郵送する必要が無いなど、中小企業の生産性向上を後押しするものと言えます。

「GビズID」とは

共通認証システム「GビズID」は、誰でも一度は使ったことのあるIDとパスワードを使うため、手軽にしかも無料で始められます。GビズIDには、3種類のアカウント（プライム、メンバー、エントリー）がありますが、プライムアカウントを取得すると、次の労働保険関係の手続きを電子申請で行うことができます。

プライムアカウントで可能な電子申請 労働保険の適用や納付に関する事務

労働保険関係成立届／労働保険概算・確定申告申請（継続・有期・建設の事業・立木の伐採事業当）等々

手続き可能な事務の詳細は、厚生労働省HP「労働保険関係手続の電子申請について_GビズIDを利用した電子申請_（※）GビズIDに対応している手続き」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000762357.pdf>

プライムアカウントで可能な電子申請 雇用保険の適用や給付に関する事務

雇用保険の事業所設置・廃止の届出／雇用保険被保険者資格取得・喪失届／育児休業・介護休業・高齢雇用継続等各種雇用継続給付申請／雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 等々

手続き可能な事務の詳細は、厚生労働省HP「申請・募集・情報公開_電子申請（申請・届出等の手続案内）_雇用保険関係手続き電子申請のご案内」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745157.pdf>

※労働保険関係の一部の手続きは、GビズIDに対応していないことにご留意ください。

GビズIDプライムアカウントによる労働保険年度更新の電子申請の流れ

ステップ1 GビズIDプライムアカウントを取得

法人代表者や個人事業主のアカウントであり、本人確認後（概ね2～3週間必要）に発行されます。発行には登録印鑑を押印した書類に印鑑証明書を添付して運用センターに郵送する必要があります。詳細は次のサイトをご参照ください。

[<https://gbiz-id.go.jp/top/>]

ステップ2 ブラウザの設定

ブラウザにポップアップブロックが設定されている場合は、解除しなければなりません。ブラウザの設定を確認したうえで、電子申請でアクセスするe-Govサイトを「信頼済みのサイト」に登録しましょう。

ステップ3 e-Gov電子申請アプリケーションをインストール

Windows版、Mac版それぞれのOSに適したアプリケーションをe-Gov電子申請サイトからインストールします。詳細は次のサイトをご参照ください。[<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner/install.html>]

ステップ4 e-Gov電子申請アプリ「マイページ」からGビズIDプライムアカウントでログイン

e-Gov電子申請サイトの手続検索タブのキーワード「労働保険」と入力し、検索結果から適切な手続ページを選択しましょう。選択したページに必要な情報を入力し申請してみましょう。

令和4年度の労働保険年度更新に新しい申請画面が登場！

労働保険概算・確定申告の電子申請に「QA方式」の提供開始！

継続事業に係る労働保険関係成立、労働保険概算保険料の申告及び労働保険年度更新申告の手続きに、従来の申請書形式に加えて、一問一答形式（QA方式）の運用が始まりました。より使いやすい方式を申請者が選択できるようになりました。

令和4年度の概算申告に、雇用保険料率の4月、10月の2回の引き上げを反映する必要あり！

厚生労働省は「雇用保険被保険者数お知らせがき（令和4年3月送付分）に関するFAQ_Q17」で令和4年度概算保険料（雇用保険分）は、令和4年4月1日から同年9月30日までの保険料と同年10月1日から令和5年3月31日までの保険料の概算をそれぞれ算定し、その合計額を令和4年度の概算保険料（雇用保険分）として申告・納付となる予定を公表しています。賃金の集計には、厚生労働省が提供する「年度更新申告書計算支援ツール」等を活用し、計画的に準備を進めましょう。

厚生労働省HP労働保険関係各種様式 [<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/roudouhoken01/yousiki.html>]

働く人の

ライフ&マネープラン

学生の国民年金保険料、どうする

日本に住む20歳から60歳までの人は、国民年金に加入して保険料を納める必要があります。これは学生であっても同じです。学生には保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。在学中はこの制度を利用して保険料を払わずにいるか、親が支払うか迷うこともあるでしょう。今回は親が負担する子の国民年金保険料についてです。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣（すどうとみ）



銀行、不動産会社勤務を経て1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演、執筆など多方面で活動中。個人相談は3000件以上

著書：『60歳からの生き生き術』『Only Oneの家づくり』（北海道新聞社）『生命保険見直しガイド』（日本実業出版社）など多数

学生納付特例制度

20歳になったら国民年金への加入が義務付けられますが、学生の期間は収入がないか、あってもそう多くはないため、月額16,590円（2022年度）の国民年金保険料が重い負担になると考えられます。そこで学生納付特例制度を申請すると、在学中は保険料の支払いが猶予されます。この手続きをせずに保険料を未納にしていると、万一の際の障害年金が受けられなくなる恐れがあるので注意しましょう。

学生納付特例制度は“猶予”ですから、払わなかった期間分については10年以内に納める必要があります（追納）。例えば、20歳から22歳まで2年間保険料の納付が猶予されると、追納する総額はおよそ40万円にもなります。社会人になった収入の中から追納するのも大変な負担になるでしょう。もし追納しなかったら、将来受け取る老齢基礎年金が一生減らされることになってしまいます。

親が納めると節税になる

そこで親が学生である子の年金保険料を払うことを検討してみましょう。下図にあるように、年間199,080円（16,590×12）の国民年金保険料を納付すると年収により異なりますが、数万円もの節税になります。これは国民年金保険料の全額が税額を計算する際の所得控除の一つ「社会保険料控除」の対象となるからです。年末調整の際に、勤務先に国民年金保険料控除証明書を提出することで控除を受けることができます。このように親

自身の節税にもなり、子の老後の年金を少し増やすことができるのです。

なお、国民年金保険料を一定期間分まとめて納めると保険料が割引になる「前納制度」があります。毎月納める総額に比べて6カ月前納では1,130円、1年前納では4,170円安くなります。2年分まとめて納める2年前納では15,790円もの割引となりお得です（いずれも口座振替の場合）。

過去の未納・未払い分の穴埋め

過去に利用した学生納付特例制度や保険料免除から10年以内の人は、早めに追納を検討しましょう。10年経過した人は今納めることはできませんが、60歳から65歳まで国民年金に「高齢任意加入」して保険料を納めることで過去の穴埋めができます（厚生年金の被保険者期間は不可）。もちろん支払った国民年金保険料の全額が所得控除の対象となり節税につながります。

国民年金保険料199,080円を納付した場合の節税額
※配偶者控除あり、社会保険料控除額は年収の15%で試算

年収	節税額	年収	節税額
200万円	26,100円	700万円	40,400円
300万円	30,200円	800万円	60,800円
400万円	30,200円	900万円	60,800円
500万円	32,700円	1,000万円	60,800円
600万円	40,500円	1,200万円	66,700円